

緊急雇用対策助成金交付要綱

令和2年11月9日 2労雇第215号
最終改正 令和2年12月1日 2労雇第234号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等による失業者（以下「失業者」という。）の早期再就職を促進するため、失業者を雇用期間の定めのない労働者（以下「正社員」という。）として雇用し、3か月以上雇用を継続した事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象者」とは、新型コロナウイルス感染症の影響等により失業した者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者をいう。

- (1) 当該雇入れに係る事業主（以下「雇入れ事業主」という。）に雇入れられた日（以下「雇入日」という。）の前1年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣の関係により雇入れ事業主において就労したことがない者（社会福祉法人長野県社会福祉協議会が実施する『緊急就労支援事業』により就労した者を除く。）
- (2) 雇入日の前1年間に於いて勤務していた事業所が、当該雇用された事業所と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業所でない者
- (3) 雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でない者
- (4) 雇入日において県内に居住する者
- (5) 当該雇用された事業所に継続して勤務する意思を有する者

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、長野県内で事業を営む者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 対象者を令和3年3月31日までの間にコロナ対策緊急就業支援デスク強化事業を利用して正社員として新たに雇入れ、3か月以上継続して勤務させた事業主であること。
- (2) 対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。
- (3) 対象者の1週間の所定労働時間が30時間以上であり、かつ、雇用保険に加入させている事業主であること。
- (4) 対象者の労働に対する賃金（基本給のほか、時間外手当、休日出勤手当その他の手当を含む。以下同じ。）を、支払期日までに支払っている事業主であること。
- (5) 対象者に関し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行い、かつ、同法第9条第1項に規定する確認を受けた事業主であること。
- (6) 対象者の雇入日の前1年間に当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇又は雇止め（退職勧奨を含む）をしていない事業主であること。
- (7) 対象者について、本助成金と雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次のアからキまでの各種助成金等の支給を同時に受けることとなる事業主でないこと。

- ア 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）
- イ 労働移動支援助成金（再就職支援コース）
- ウ 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）
- エ 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）
- オ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
- カ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
- キ その他国又は地方公共団体が実施する雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等

(8) 県税の滞納がある事業主でないこと。

(9) 次のアからエまでのいずれにも該当する者でないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便益を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

（交付金額）

第4条 助成金の補助対象経費、補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	対象者に係る賃金（3か月分を限度とする。）
補助率	3分の2以内
限度額	対象者1人につき1月当たり15万円

（交付申請）

第5条 助成金の支給を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、対象者を雇い入れた日から3か月を経過する日が令和3年3月31日以前の場合は雇入れた日から3か月を経過する日から20日を経過する日か令和3年3月31日のいずれか早い日までに、令和3年4月1日以降の場合は雇入れた日から3か月を経過する日から20日を経過する日までに、緊急雇用対策助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、長野県知事（以下「知事」という。）が指定する提出先に提出しなければならない。

(1) 労働契約の期間の確認ができる書類（労働条件通知書、労働契約書の写し等）

(2) 対象者を3か月継続して雇用していることの確認ができる書類（賃金台帳、出勤簿の写し等）

(3) 対象者を雇用保険に加入させていることの確認ができる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）

(4) 対象者が失業状態であったことの確認ができる書類（対象者の雇用保険被保険者離職票の写し等）

(5) 対象者が雇入日において県内に居住していたことの確認ができる書類（運転免許証、各種健康保険証の写し等）

(6) 申立書（別記様式第2号）

- (7) 対象者の毎月の賃金の内訳が確認できる書類（賃金台帳、給与明細等）
- (8) 県税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書等）

（交付決定及び額の確定等）

第6条 知事は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 知事は、交付決定を受けた事業主が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 交付対象者の要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

（交付請求）

第8条 事業主が助成金の支払いを請求しようとするときは、交付決定日から20日を経過する日までに、交付請求書（別記様式第3号）を知事が指定する提出先に提出するものとする。

（書類の提出部数）

第9条 この要綱により知事に提出する申請書類等の部数は、正本1部とする。

（書類の保管義務）

第10条 交付決定を受けた事業主は、助成金に関する書類を、会計帳簿とともに、交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、知事の求めがあったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。